

令和 4 年度ニューノーマル時代の広域（圏域）観光地域づくり事業仕様書

1. 業務名

令和 4 年度ニューノーマル時代の広域（圏域）観光地域づくり事業

2. 目的

玉名市、玉東町、和水町及び南関町の 1 市 3 町では、総務省の定める定住自立圏構想に基づき、平成 28 年 8 月に「玉名圏域定住自立圏」（以下圏域）を形成した。本事業は、圏域が策定した「第 2 期玉名圏域定住自立圏共生ビジョン」における観光プロモーションの推進に関する取り組みを行うものである。

本事業では、圏域の更なる認知度向上及び移住定住推進を目的として、圏域が有する自然・景観等の魅力ある地域資源の情報を発信し、圏域のファンづくり推進を図り、圏域に興味関心のある方を対象としたリアルツアー等を開催するなど、新しい様式に対応したニューノーマルな観光地域づくり事業を行うものとする。

3. 履行期間

契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日まで

4. 業務委託上限金額

5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 業務の内容

(1) 圏域のファンを創出するリアルツアー等の実施

リアルツアー等開催（複数回）に必要な企画立案、実施及び付随する一切の業務を行うこと。

ア リアルツアー等の内容

- ・昨年度実施したオンラインツアーの実施内容を踏まえ、参加者が地域の魅力について理解を深め、本圏域への今後の来訪や移住等へつなげられるよう、交流人口及び関係人口を創出、拡大できるものとする。
- ・各回のテーマは参加希望者が興味を持つ内容を、本圏域と協議の上決定すること。

- ・ ツアー申込の落選者についても、魅力的な情報発信やフォローを行い、今後の来訪につながるような提案を行うこと。
- ・ 翌年度以降も更に効果的な事業を展開できるよう、ツアー参加者に対し、アンケート調査を行うこと。

イ 集客方法

- ・ 圏域の公式 LINE アカウント等を活用し、本圏域に興味関心のある層を集客すること。

(2) 圏域ファンの創出・拡大につながる効果的な情報発信業及びマーケティング業務

- ・ これまでの事業により獲得した圏域ファンに向けた情報発信やより多くの新規ファン獲得につながる効果的なプロモーションを提案すること。
- ・ SNS 等の媒体を活用する場合、適宜ユーザーのアクション等を把握し、状況に応じて柔軟に対応すること。

(3) 公式 LINE アカウントの管理運用業務

- ・ 昨年度運用を開始した圏域公式 LINE アカウント（R4 年 4 月時点の登録者数 473 人）の管理・運用を行うこと。
- ・ 必要に応じて LINE が提供する有料プラン（ライトプラン等）に登録し、情報発信等に支障がないよう運用できるようにすること。
- ・ 登録者数増加につながる効果的な取組みを提案すること。

(4) その他新しい様式に対応したニューノーマルな観光地域づくり事業に資する施策の実施（※自由提案）

6. その他運営上の要件

(1) 実施体制

実施体制には、統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

(2) 年間の事業実施スケジュール（事業計画書）の作成

契約締結後、年間の事業実施スケジュール（事業計画書）を作成し、提出すること。

(3) 業務完了報告書の作成

事業実施後において、業務完了報告書を作成し、提出すること。

(4) 他事業との連動

圏域の 1 市 3 町が別に行う観光等関連業務と相乗効果をもたらすよう連携・連動を図ること。

(5) 契約後の業務

契約後の業務においては、圏域の観光分科会と協議を重ねながら実施計画を作成することとし、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

7. 成果品

(1) 実施報告書

〈内 容〉 本委託業務により実施した業務実績

〈数 量〉 印刷物 5 部と電子データ（PDF）

(2) その他、当該事業で作成した制作物など

〈数 量〉 各 5 部

(3) 業務完了報告書

〈内 容〉 本委託業務により実施した完了報告書（本市様式）

〈数 量〉 印刷物 5 部及び電子データ（PDF）

※納品場所 玉名圏域定住自立圏 観光分科会事務局

（熊本県玉名市高瀬 290 番地 1 玉名市役所観光物産課内）

8. 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 成果品の利用及び著作権

①受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。

ただし、成果品に掲載する画像データを外部に提供しようとする際は、受託者と協議の上決定するものとする。

②委託者は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。

③受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(3) 業務の履行に関する措置

委託者は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不適當と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、前述の要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から 10 日以内に委託者に書面で通知しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。